

改正労働者派遣法研修会

(実務担当者向け)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(改正労働者派遣法)が、本年9月30日に施行されました。

群馬労働局では、本年11月18日から19日の二日間にわたり派遣元事業所及び派遣先事業所のみなさまを対象として、改正労働者派遣法の説明会を開催したところですが、今般、より詳細かつ具体的な事項を踏まえた実務担当者向けの研修会を以下のとおり開催いたしますので、是非ご参加ください。

- 第1回 平成27年12月15日(火) 9:30~11:45
- 第2回 平成27年12月15日(火) 14:00~16:15
- 第3回 平成28年1月13日(水) 9:30~11:45
- 第4回 平成28年1月13日(水) 14:00~16:15
- 第5回 平成28年1月20日(水) 9:30~11:45
- 第6回 平成28年1月20日(水) 14:00~16:15

会場 各回とも群馬労働局大渡町分庁舎 職業安定部会議室(9階)
前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル 定員:12事業所
電話 027-210-5105

- 対 象 群馬県内に事業所登録をしている派遣元事業所及び派遣先事業所において、現在労働者派遣の実務を担当し、かつ次の要件を満たせる方。
- 要 件 【共通】労働者派遣契約書(基本・個別)、抵触日通知(期間制限のあるもの)
【派遣元事業所】①就業条件明示書、②派遣元管理台帳、③派遣先への通知
【派遣先事業所】①派遣先管理台帳、②派遣元からの通知
以上の書類等を必ず持参できること。
- 内 容 (1)労働者派遣の期間制限について
(2)その他
※全体説明終了後は、個別相談(1事業所15分程度)を実施します。
- 申 込 先 群馬労働局職業安定部需給調整事業室 FAX 027-210-5106
- 申込方法 別紙「参加申込書」にご記入の上、FAXにてお申込ください。
※定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

【お問い合わせ先】



厚生労働省 群馬労働局職業安定部需給調整事業室(担当:橋本 廣田)
電話:027-210-5105
〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階

群馬労働局 需給調整事業室 宛

本申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。
受講票等は発行しませんので、当日、会場までお越しください。

FAX番号：027-210-5106

※番号はお間違えのないようお願いいたします。

参加申込書

ご希望の開催回 (○印を付けてください)	12/15 午前 (第1回)	12/15 午後 (第2回)	1/13 午前 (第3回)	1/13 午後 (第4回)	1/20 午前 (第5回)	1/20 午後 (第6回)
事業所名						
所在地	〒					
参加者名 (所属部署名)						所属部署 ()
連絡先	電話					

日頃の疑問点について、ご記入ください

※すでに定員に達した場合はご連絡を差し上げますので、他の開催回への参加にご協力ください。
※1事業所2名までの参加も可能ですが、定員に達した場合はお断りする場合があります。
※ご記入いただきました個人情報は、本研修会の目的以外に利用することはありません。